

令和 6 年度 教育・保育給付認定申請・入園申込 について

教育・保育給付に係る現況届

1. 教育・保育給付認定について

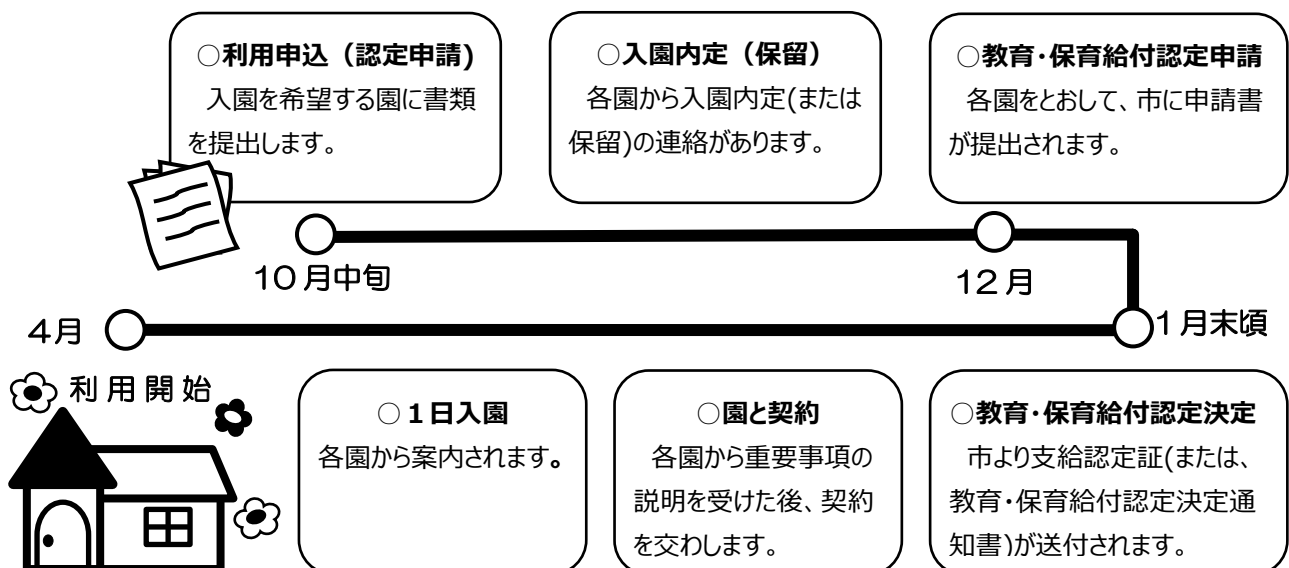
幼稚園や認定こども園、保育所などを利用する場合、居住する市町村から教育・保育給付認定を受ける必要があります。また、既に認定を受けている児童も、世帯状況の変更の有無などの確認のため年に 1 度、現況届を提出する必要があります。

「新規で認定こども園の幼稚園機能分の利用を希望する方」や「現在認定こども園の幼稚園機能を利用しており、来年度も引き続き利用する方」はこの案内をよくご覧いただき、認定申請及び現況届の提出をお願いします。

○認定区分

認定区分	対象児童	利用施設
1 号認定 (教育認定)	満 3 歳以上で、教育を希望する児童 (教育時間外の預かり保育を利用する場合も含む)	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能分)
2 号認定 (保育認定)	保護者が「保育を必要とする事由」を有しており、 保育を希望する満 3 歳以上の児童	保育所 認定こども園(保育所機能分)
3 号認定 (保育認定)	保護者が「保育を必要とする事由」を有しており、 保育を希望する満 3 歳未満の児童	小規模保育事業所 事業所内保育事業所

○手続きの流れ（新規で利用する場合）



➡ 次のページへ

2. 教育・保育給付認定申請について（新規で利用する方）

新規で認定こども園（幼稚園機能分）の利用を希望する方や他の認定こども園（幼稚園機能分）に転園を希望する方は下記の書類を提出してください。

（１）必要書類

①教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施利用(調整)申込書 児童 1 人につき 1 部

※漏れのないよう裏面「6.記載例」を参考に記載してください。

②施設ごとに提出が必要な書類

※施設によって必要書類が異なります。詳細は各施設へお問い合わせください。

（２）申込方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、入園を希望する認定こども園 へ提出してください。

受付期間	令和 5 年 10 月 16 日（月）から 10 月 31 日（火）（土日は除く）
------	---

※幼稚園機能分の入園は、定員になり次第締切です。（選考方法は各施設へお問い合わせください。）

※施設によって受付時間が異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

3. 現況届について(引き続き利用する方)

既に認定こども園（幼稚園機能分）を利用しており、来年度も引き続き利用する方は下記の書類を提出してください。

現況届は、現在の状況を確認するための提出ですので、継続利用の可否に影響はありません。また、認定内容に変更がない場合、支給認定証（または教育・保育給付認定決定通知書）の再交付は行いません。

（１）必要書類

①教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施利用(調整)申込書 児童 1 人につき 1 部

※漏れのないよう裏面「6.記載例」を参考に記載してください。

※現況届として提出する場合、記載例にあるとおり、「⑥利用希望期間」から「⑧支給認定証交付希望の有無」までの欄の記入は不要です。

②施設ごとに提出が必要な書類

※施設によって必要書類が異なります。詳細は各施設へお問い合わせください。

（２）申込方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、利用している認定こども園 へ提出してください。

受付期間	令和 5 年 10 月 16 日（月）から 10 月 31 日（火）（土日は除く）
------	---

※施設によって受付時間が異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

4. 施設等利用給付について（預かり保育を利用中・利用希望の方）

「教育・保育給付」の1号認定を受けた方で、教育時間外の預かり保育を利用する場合、施設等利用給付認定を受けることで、預かり保育料が月額 450 円(月額 11,300 円)を上限として無償となります。

また、既に施設等利用給付認定を受けている方についても、認定内容の変更の有無を確認するため、年に1回、現況届の提出が必要です。

認定を希望する方、既に認定を受けており現況届を提出する方、共に同様の手続きとなります。

別紙「子育てのための施設等利用給付申請案内」をお読みになり、申請を行ってください。

5. 注意事項

●保育所や認定こども園(保育所機能分)の併願を検討している方

保育所・認定こども園（保育所機能分）と併願する場合、必要書類や申込方法が異なる場合があります。

①保育所・認定こども園（保育所機能分）が第1希望の場合

（例：第1希望〇〇こども園（保）、第2希望△△保育所、第3希望〇〇こども園（幼））

➡保育所の申込先である各総合支所で必要な添付書類様式を受け取り、各総合支所に提出してください。

②幼稚園・認定こども園（幼稚園機能分）が第1希望の場合

（例：第1希望〇〇こども園（幼）、第2希望△△幼稚園、第3希望□□保育所）

➡この案内をよく読み入園を希望する園に提出してください。

●登米市外に居住している方

施設を利用する際に必要な教育・保育給付認定は、居住する市町村(住民票のある市町村)で認定を行います。そのため、登米市外に居住している方は居住する市町村へ教育・保育給付認定の申請を行ってください。

また、現況届についても市町村によって提出書類や提出時期など取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

●令和5年1月2日以降に登米市に転入した方

令和5年1月1日時点で登米市に住民票がない場合、副食費免除判定に必要な課税状況を把握することができません。

そのため、令和5年1月2日以降に登米市に転入してきた方は、令和5年度市町村民税額（所得割額）を確認できる書類（課税証明書や市町村民税・都道府県民税額決定通知書など）を提出してください。ただし、申請書にマイナンバーの記載がある場合は提出の必要はありません。

●マイナンバー制度について

申請書にマイナンバーを記載することにより、課税証明書等の添付を省略できます。

マイナンバーを記載した書類を提出する場合は、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

対象者	申請する保護者(申請書の保護者氏名欄に記入されている方)	
確認書類 (A・Bのいずれかの書類)	A マイナンバーカード	
	B 以下の書類2点（写しでも可）	
	①番号確認のため(どちらか1点)	②身元確認のため(1点)
	・マイナンバー通知カード ・マイナンバー記載の住民票	運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書

※祖父母等が代理で申請をする場合も、「申請する保護者」の番号と身元の確認を行います。

6. 記入例

教育・保育給付認定(変更)申請書(現況届)兼施設利用(調整)申込書
(子どものための教育・保育給付)

(あて先) 登米市長
(施設・事業所長)

① 令和 8 年 10 月 15 日

② 保護者氏名 福祉 保

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定(変更)を申請します。(現況を届け出ます。また、施設の利用(調整)をお願いします)

③ ③に係る 小学校就学前 子ども	ふりがな 氏名 ふくし まもる 福祉 守	生年月日 (個人番号) H 8 年 5 月 1 日生 000000000000	性別 男 女 男	障害者手帳 療養手帳の有無 有 無 無
保護者 住所・連絡先	現住所: 〒 987-0401 登米市 南方町新高石浦130	自宅電話番号 (父携帯) 0220-58-0000 (母携帯) 090-0000-0000 080-0000-0000		
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい			
保育の希望の有無(※)	有 : 保護者の労働又は疾病等の事由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。)	⑤ ⑤	なし	
無 :	幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。)			

・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいいます。
・「幼稚園等」とは、幼稚園及び認定こども園(教育部分)をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は⑤、⑥及び⑦に必要事項を記入して下さい。

① 利用を希望する期間及び希望する施設(事業所)名 ※印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。

利用を希望する期間	⑥ 令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで	
施設(事業所)名	希望理由	*事業所番号
第1 〇〇こども園(幼)	自宅から近いから	
第2 △△こども園(幼)	職場への通い道だから	
第3 □□幼稚園	職場に近いから	

支給認定証の交付を希望される保護者の方は右欄へ○を記入してください

⑧ ○

⑨ 子どもの世帯状況(同居の世帯員)

氏名	子どもの 続柄	生年月日	性別	職業、学校名等	備考 (個人番号)
ふくし たもつ	父	T 80 年 1 月 1 日生	男 女 男	会社員	④ 000000000000
福祉 保					
ふくし いこ	母	T 83 年 10 月 10 日生	男 女 女	パート	(000000000000)
福祉 育子					
ふくし ながお	祖父	T 38 年 8 月 8 日生	男 女 男	農業	(000000000000)
福祉 長雄					
ふくし ひさこ	祖母	T 40 年 3 月 3 日生	男 女 女	会社員	(000000000000)
福祉 寿子					
		T・S・H・R 年 月 日生	男・女		()
		T・S・H・R 年 月 日生	男・女		()
		T・S・H・R 年 月 日生	男・女		()
		T・S・H・R 年 月 日生	男・女		()

生活保護の適用の有無 適用無 適用有り(年 月 日保護開始)

(表面) *受付№

③ 保育の利用を必要とする事由等
※保護者の労働、疾病等の事由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

記入不要

④ 税情報等の提供に当たっての署名欄
市が子どものための教育・保育給付認定に必要な市民情報(同一世帯者を含む。)及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額等について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

⑩ (父) 福祉 保
(母) 福祉 育子
(祖父) 福祉 長雄
(祖母) 福祉 寿子

備考

【記入はここまで】

記入不要

(裏面)

記入上の注意※下記の部分で不備があった場合、記入内容の確認や再提出をお願いする場合があります。

- ① 提出日
- ② 保護者氏名
- ③ 児童・保護者に関する情報
- ④ 個人番号(マイナンバー)
- ⑤ 現在の利用施設

以下の⑥～⑧の欄は新規で認定こども園を利用する方のみ記入してください。

- ⑥ 利用希望期間
※新年度4月1日以降の希望利用開始日から最長小学校就学前の3月31日までとなります。
- 利用希望施設
- ⑦ ※認定こども園の幼稚園機能の利用を希望する場合は、施設名の後に(幼)、保育所機能の利用を希望する場合は、施設名の後に(保)と記入してください。
- 支給認定証交付の希望の有無
- ⑧ ※支給認定証の交付を希望する場合は○を記入してください。希望しない場合、教育・保育給付認定決定通知書を送付します。

- ⑨ 世帯状況
- ⑩ 税情報等の提供に当たっての署名(祖父母は同居の場合のみとなります。)

問い合わせ先 登米市福祉事務所 子育て支援課 南方町新高石浦 130 番地(登米市南方庁舎 1 階)
TEL : 0220-58-5562